

2020 OKAYAMAチャレンジカップレース特別車両規則 第3章 付則1

<Nゼロ-Vitz(CLASS-1・CLASS-2・SCP10)車両規則>

Nゼロ-V i t z (C L A S S - 1 ・ C L A S S - 2 ・ S C P 1 0) 車両規則

1. クラス区分
 - CLASS-1 : NCP131、NCP91 (Sタイヤの使用は認められない)
 - CLASS-2 : NCP131、NCP91 (Sタイヤの使用は認められる)
 - SCP10 : 1000cc
2. 車両の交換

参加受付後の車両交換は、いかなる場合も認められない。
3. 大会期間中のエンジン交換

当該大会期間中のエンジン交換は、いかなる場合も認められない。
4. 大会期間中のトランスアクスル交換及び作業

当該大会期間中のトランスアクスル交換及びトランスアクスルの脱着及び本体の分解を伴う作業は、認められない。
5. ボディーの修復

ボディーの修復に関しては、原形への復帰に限り認められる。
この際は技術委員長に申告の上、指示に従って作業を行うものとする。
6. エアバッグコンピューター

公式車両検査開始前までには、エアバッグコンピューターのコネクタを取り外しておくこと。また、競技中も常にその状態を維持していなければならない。なお、競技終了後公道走行チェック時には該当コネクタを接続しておくこと。
7. 公道走行チェック
 - 1) 全ての参加車両に対して、レース終了・車両保管解除後に、一般公道における安全な運行が可能であることを確認する為の公道走行チェックが義務付けられる。
 - 2) 決勝レース終了・車両保管解除後に当該大会役員立会のもとで、指定した検査員が当該大会オーガナイサーによって定められた場所にて実施する。
全ての参加車両は検査開始から60分以内にチェック準備を整え、待機エリアに車両を移動しなければならない。
 - 3) 決勝レースに不出場またはリタイヤした場合も、当該大会競技役員の指示に従い公道走行チェックを受けなくてはならない。
 - 4) 検査項目：検査箇所は以下のとおりとする。
 - ①車体外板
 - ②かじ取り装置
 - ③制動装置
 - ④走行装置
 - ⑤緩衝装置
 - ⑥動力伝達装置
 - ⑦電気装置
 - ⑧原動機
 - ⑨排気系

⑩灯火装置・方向指示器

⑪警音器・窓拭器・洗浄液噴射装置

⑫競技走行において異常が認められた箇所

検査内容はJAF指定の「自動車登録番号標車両によるレース終了後の車両検査票」に従う。
更に下記検査内容を追加する。

- ・エアバッグコンピューターのコネクター接続
- ・最低地上高（9cm以上）
- ・牽引用穴あきフックの取り外し

5) 検査の可否と処置

公道走行チェックにおいて一般公道における運行に不適と判断された車両は規定の場所までキャリアカーで移動しなければならない。（キャリアカーの手配及び費用は当該参加者負担）
規定の場所とは車両所有者または使用者の保管場所、もしくは自動車整備工場とする。

なお、検査において不具合箇所が指摘された車両は、当該箇所の整備作業が完了していることが分かる書面、資料、写真等が提示されないと、それ以降の本レースへの参加は受理されない。

6) 検査を受けなかった場合

参加車両が本検査を受けなかった場合、その競技成績は抹消され、且つその参加者、ドライバー及び車両のそれ以降の本レースへの参加は認められない。入賞した車両の競技成績が本項によって抹消された場合その車両の、後順位の車両の順位は繰り上げられない。

8. CLASS-1、CLASS-2車両規定

1) 参加車両はトヨタ自動車株式会社の製造するVitz RS TRD Racing（車両型式：NCP91-VPKMKV）、トヨタ・Vitz RS Racing（車両型式：NCP131-VPNTMV）とし、本規定で定められていない項目については、JAF国内競技車両規則第3編第5章「スピードSA車両規定に従ってはいかなる場合でもならない。また、道路運送車両法保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致する状態でなくてはならず、一般公道で有効な任意保険にも加入していること。なお、乗車定員の変更は認められない。

2) 安全規定

改造及び付加物の取り付けなどにより当該大会技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。

①安全ベルト

- (1) フルハーネスタイプかつ4点式以上のFIA公認安全ベルトの使用を義務付ける。
- (2) ラベルに表示の使用期限を過ぎた物やストラップ、構成部品等に異常があるものの使用は厳禁する。
- (3) 取り付けに関しては国内競技車両規則第4編「ラリー競技及びスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」の条件を満たす事。
- (4) 4点式以上の安全ベルトは競技中のみ装着する事が許される。
したがって、それ以外の通常走行時は既設の安全ベルトを装着すること。

②消火器

全ての車両に消火器の装着が推奨される。

但し取り付ける理由はJAF国内競技車両規則第3編第5章第1条1. 3) 消火器の項に従う事。

③ロールケージ

T. R. A. 指定のロールケージを使用することが義務付けられる。

なお、乗員保護の為に頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は緩衝材で覆われていなければならない。

66510-NP900（ロールケージセット）

66510-KP300（ロールケージAssy）

66522-NP900 (ロールケージパッド)

④サーキットブレーカー

取り付けは認められない。

⑤イグニッションスイッチ

イグニッションスイッチはその位置が確認できるよう「黄色」で明示しなければならない。

⑥牽引用穴あきブラケット

フロント側、リア側共にTMSC認定の牽引用穴あきブラケットの使用が義務付けられる。但し、フロント側牽引用穴あきブラケットについては一般公道では使用しないこと。

フロント牽引フック 51960-NP900

51960-KP300

リア牽引フック 51967-NP900

51967-KP300

3) 改造規定

参加車両は当規定の「安全規定」と以下の各項に従ったものでなければならない。また、当規定に定められていない項目は、変更(取り外し・追加・使用方法等)及び加工等の改造は認められない。更に、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着はその効果の有無を問わず一切許されない。但し国内で販売される同一車両型式車種用の純正部品を使用することは許される(輸出仕様車専用部品の使用は許されない)。また、同一型式車種にレス仕様がある場合、加工を行わない方法で同一の仕様にする事は許される。但しダイアグシステム(故障診断システム)において異常と判断される状態であってはならない。

4) エンジン・エンジン補機類

①エンジン本体

エンジン本体は純正仕様のまま搭載されていなくてはならない。

純正仕様と異なる一切の加工・変更・改造は認めない。

②エンジンマウント

TRA認定部品への変更が認められる。

12305-NP900 (エンジンマウントRH)

12372-NP900 (エンジンマウントLH)

12372-KP300 (エンジンマウントLH)

12363-NP900 (エンジンマウントRR)

③フライホイール

加工・変更等の改造は認められない。

④オイルポンプ

加工・変更等の改造は認められない。

⑤オイルフィルター

変更は自由。但し、取り付け位置の著しい変更は認められない。また、油温・油圧の計測を目的としたセンサー取り付けの為、認定部品のアタッチメントを使用することは認められる。

⑥オイルフィルターキャップ

変更は自由。

5) 電気系統

電氣的に、諸装置を作動・調整する事ができる装置(ECU等全てのコンピューター類のコントローラーを含む)は当初から装着されている物及び当規定で認められた物を除き装着は許されない。

①バッテリー

本体の変更は認められるが、本体外寸は当初の物と同等でなくてはならない。また、取り付けステーにて確実に固定されていなくてはならず、搭載位置の変更は認められない。なお、ボディーアース線の追加・加工・変更等の改造は認められない。

- ②オルタネーター
加工、変更等の改造は認められない。
- ③点火系統
T. R. A. 認定の点火プラグの使用が認められる。
但し、使用する4本の点火プラグは同一品番の物でなくてはならない。
また、イグニッションコイルは加工・変更等の改造は認められない。
10901-SP060-22 (TRDレーシングプラグ)
90919-01243 (スパークプラグ)
90919-01247 (スパークプラグ)
- ④セルモーター
加工・変更等の改造は認められない。
- ⑤ECU
追加及び加工・変更等の改造は認められない。
- ⑥配線
当規定で認められている部品を取り付ける為の最小限の加工のみ認められる。
- 6) 吸排気系
 - ①エアクリナー
エレメントに限り変更が認められる。それ以外の改造は認められない。
 - ②吸気・排気マニホールド
加工・変更等の改造は認められない。
 - ③マフラー及び排気管
CLASS-1：改造・変更は認められない。
CLASS-2：一般公道で使用可能なJASMA公認マフラーの使用が許される。マフラーへの加工は禁止される。
 - ④マフラーサポート
T. R. A. 認定部品への変更が認められる。
17565-NP900 (マフラーサポート)
 - ⑤排出ガス
完全暖機運転後アイドリング状態にて、CO：1%・HC：300ppmを超えないこと。
- 7) 冷却系統
 - ①ラジエター
ラジエター本体の追加及び加工・変更等の改造は認められない。また、導風板やダクトの取り付けも認められない。但し、ラジエターキャップは変更が認められる。
 - ②サーモスタット
変更及び取り外しは認められる。
 - ③ラジエターファン及びファンスイッチ
ラジエターファンの加工・変更・追加等の改造は認められない。
ラジエターファンを強制的に駆動させる、ON・OFFが手動で可能なスイッチの取り付けは認められる。
 - ④ラジエター配管
リザーバータンクの加工・変更等の改造は認められない。また、ホース類の変更と、水温の計測を目的とした温度センサー取り付けで認定部品のアタッチメントを使用した加工は認められる。
 - ⑤オイルクーラー
オイルクーラーの取り付けは認められない。
- 8) シャシー
 - ①最低地上高
最低地上高9cm以上を確保すること。

②全長及び全幅

変更は認められない。

③最低重量

1, 010kg

スペアタイヤをバラストとして使用する場合は標準の取り付け方法により確実に取り付けること。また、その他のバラストの使用は認められない。

④ラバーマウント&ブッシュ

T. R. A. 認定部品への変更が認められる。

48609-NP900 (フロントアッパーサポート)

48755-NP100 (リアアッパーサポート)

48752-NP900 (リア・サスペンションサポートストッパー)

48654-NP900 (フロントロワアームブッシュ)

48725-NP900 (リア・サスペンションアームシートインナー)

48725-NP910 (リア・サスペンションアームシートアウター)

9) 駆動系

①クラッチ

T. R. A. 認定部品の使用が認められる。

31210-AE100 (クラッチカバー)

31250-AE963 (クラッチディスク)

31250-NP900 (クラッチディスク)

組み合わせについては純正部分を含め自由とする。

また、クラッチホースは、ボルトオンにて装着可能なものに限り変更が認められる。

②トランスアクスル

加工・変更等の改造は認められない。

但し、シンクロナイザーリングについてはT. R. A. 認定部品の使用が認められる。

33368-20080 (サードギア・シンクロナイザーリング)

③変速レバー

ボルトオンで装着できる物に限り変更が認められる。

④シフトノブ

変更は自由。但し、シフトパターンは運転席から容易に識別できるように表示すること。

⑤ディファレンシャル

NCP131については標準品およびメーカーオプション品のみが使用できる。

NCP91についてはT. R. A. 指定のディファレンシャルの使用が義務付けられる。

またオーバーホールやイニシャル調整についてはT. R. A. 認定部品を使用することを条件に認められる。それ以外の加工、・変更などの改造は認められない。

<指定部品> 41301-AW004 (機械式L. S. D.)

<認定部品> 40107-AW101 (リペアキット)

40101-AW101 (イニシャルトルク調整シム t=0. 1)

40101-AW102 (イニシャルトルク調整シム t=0. 2)

性能向上を目的とした加工・変更等を含み改造は認められない。

⑥最終減速比

ファイナルギヤの加工・変更等の改造は認められない。

10) 制動装置

一切の加工・改造を伴わず装着可能な「ブレーキパッド」「ブレーキシュー」「ブレーキホース」「純正品と同形状のローター」に限り変更が許される。

11) サスペンション

サスペンション及びその取り付け部位の補強は認められない。

①スプリング

道路運送車両の保安基準に抵触しない範囲で変更は自由とする。

②ショックアブソーバー

道路運送車両の保安基準に抵触しない範囲で変更は自由とする。

③スタビライザー

純正仕様の取り付け位置を変更しない限り、スタビライザーの変更は自由とする。

④アーム及びロッド類

T. R. A. 認定部品のブッシュ変更は認められるが、それ以外の加工・変更等の改造は一切認めない。

12) タイヤ及びホイール

①使用するタイヤは一般に市販されるラジアルタイヤとする。

CLASS-1：Sタイヤと判断されるタイヤの使用は認められない。

CLASS-2：一般市販であればSタイヤの装着が可能。

②使用できるタイヤサイズは「195/55R15」のみとし、全て同銘柄（左右非対称パターンを含む同一トレッドパターン）とする。

③タイヤ及びホイールはいかなる場合も他の部分と接触してはならない。

④タイヤ及びホイールは車軸中心より前方30度・後方50度の範囲内でフェンダーから突出してはならない。

⑤タイヤ中心より両側50mmの範囲内は常にタイヤ溝深さを1.6mm以上有すること。また、轍にタイヤのスリップサインは出ていてはならない。

⑥タイヤの加工または当該大会技術委員長により加工していると判断されるものは使用を認められない。

⑦ウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は認められない。

⑧使用できるホイールは以下のものとする。

CLASS-1：「15インチ/7.0JJ+48」または「15インチ/7.0J+48」とし、四輪全て同一のものを使用すること。

CLASS-2：使用できるホイールは「15インチ」を使用すること。

⑨ホイールはスチール製、またはJWL・VIAマークの刻印された軽合金製とする。

⑩ホイールナットの材質及び形状の変更は認められる。但しホイールディスク面より突出しないことを条件とする。

⑪ホイールスペーサーの使用は認められない。

13) 車体

①自動車登録番号標

加工・変更等の改造は認められない。

②空力装置

NCP131：追加は認められない。

NCP91：T. R. A. 認定部品の使用が認められる。

08154-52200-##（フロントスポイラー）

③ボンネット及びトランク

加工・変更等の改造は認められない。

④リヤゲートダンパー

取り外すか、あるいはオイル及びガスを抜くことにより作動しないようにしなくてはならない。

⑤バンパー

加工・変更等の改造は認められない。

マイナーチェンジ後（2008/9～）のバンパーとそれ以前（～2008/9）のバンパーを交換する車は認める。

但し、バンパーを交換する場合、前後バンパー、両フェンダー、ヘッドライト、ドアミラーの

仕様もそれに合わせ変更すること。上記の交換作業に付随する最小限の配線の加工は認める。

⑥ミラー

室内および室外のミラーの加工・変更は認められない。

NCP91についてはT. R. A. 認定部品の使用が認められる。

08411-52050-## (サイドターン付きミラー)

⑦フロントガラス

純正品以外でも道路運送車両の保安基準に合致した物の使用を認める。

⑧サイド及びリアガラス

道路運送車両の保安基準に合致した無色のサイドガラス及びリアガラスを使用すること。また塗装及び色付フィルムの貼り付けや、ステッカーの貼り付けはTMS Cが認めたもの以外は許されない。

⑨ボディー補強

空洞への充填材注入(当初より充填されている部位を除く)も含み、一切の補強は認められない。

⑩タワーバー、ブレース

追加及び加工・変更等の改造は認められない。但し、タワーバー本体の交換は認める。

⑪水／泥はねよけ

追加及び加工・変更等の改造は認められない。

⑫エンジンアンダーカバー

追加及び加工・変更等の改造は認められない。

⑬アンダーガード

取り付けは認められない

⑭エンブレム

車両前後に取り付けられているエンブレムの取り外し・加工などの変更は認められない。

⑮フォグランプ

取り外しのみ認められる。但し、取り外した場合には簡易的ではない方法で蓋をすること。また、蓋はバンパー内側から取り付ける事とし、蓋の取り付けによって空力的性能の向上があってはならない。なお、取り外しを行わない場合はガラス飛散防止策を行うこと。

⑯グリル

加工・変更等の改造は認められない。

NCP91にあってはT. R. A. 認定部品の使用が認められる。

08423-52280-## (スポーツグリル)

⑰テールランプ

加工・変更等の改造は認められない。

NCP91にあってはT. R. A. 認定部品の使用が認められる。

08538-52200 (クリアテールランプ)

14) 車体内部

①内装

当規定で定められている部品の取り付けに伴う最小限の内装切除は認められる。それ以外の、当規定で定められていない車室内の全ての部品は切除及び加工・取り外しすることは認められない。

②防音材

加工・変更等の改造は認められない。

③ステアリングホイール

加工・変更等の改造は認められない。

④ペダルカバー及びヒールプレート

装着する事が認められる。但し確実に取り付けること。

⑤フットレスト・ニーレスト

装着する事が認められる。但し確実に取り付けること。

⑥座席

運転席側シート及び助手席側シートに限り変更が認められる。変更する場合はJAF国内競技車両規則第3編5章9条9. 4. 5の規定と推奨条件を満たすこと。また、後部座席ヘッドレストについては競技中のみ取り外すことが認められる。

⑦障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着する事が出来る。但し健常者の使用は認められない。

⑧ヒーター・エアコン

ヒーター及びエアコンの取り外しは認められない。また正常に機能していなくてはならない。

⑨補助メーター

追加は認められない。

NCP91にあってはT. R. A. 認定部品の使用が認められる。

但し、標準で装着されているメーター類は当初の機能を保持していなければならない。

83001-NP900 (3連メーター)

83270-SP030 (タコメーター)

83410-SP020 (水温計)

83510-SP020 (油圧計)

83580-SP020 (油温計)

16332-SP010 (水温センサーアタッチメント)

15671-SP000 (油温油圧センサーアタッチメント)

83291-SP000 (コントロールユニット)

⑩データロガー

取り付け・搭載は認められない。

⑪ラップタイム自動計測装置

ラップタイム自動計測装置は、ラップタイム計測以外機能を持たず、電源をシガーライターソケットから取るものに限り取り付けを認める。

⑫インナーミラー

インナーミラーの加工・変更等の改造は認められない。

15) アクセサリー部品

JAF国内車両規則第4編付則に定められた「アクセサリ等の自動車部品」であっても、下記及び当該車両規定に定めるもの以外は、取り付け・取外し・変更は認められない。

○取り付け・変更が可能な部品

コーナーセンサー、コーナープロテクター、ドアエッジプロテクター、ナンバーフレーム、サイドバイザー、スカッフプレート、警音器、空気洗浄機、ナビゲーションシステム、音響／映像機器、盗難警報システム、ETC車載器

○取外しが可能な部品

アンテナ

9. SCP10 (1000cc) Class 車両規定

1) 車両

参加車両はトヨタ自動車株式会社の製造するトヨタVitz SCP10 (1000cc) 型とし、本規定で定められていない項目については、2016年JAF国内競技車両規則第3編第5章「スピードSA車両規定」に従っていないといけない。また、道路運送車両法の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致する状態でなくてはならない。

2) 安全規定

①ロールケージ

JAF国内競技車両規則第3編第5章1. 4) 「ロールバー」に従うこと。

ロールバーの取り付けにより後部乗車のための室内高の確保及び乗降口等の確保ができない場合には、乗車定員の変更のための構造変更手続きを行うこと。

また、乗員保護のため頭部等に接触の恐れがある部位については、緩衝材で覆わなければならない。

②安全ベルト

ワンタッチフルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務付けられる。

JAF国内競技車両規則第3編第5章1. 2)「安全ベルト」に従うこと。

乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

③けん引用穴あきブラケット

車両の前後に下記要件を満たすけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。

- (1) 材質はスチール製
- (2) 最小内径50mmで内径角部にはRをつけること。
- (3) 板製の場合の最小断面積は1cm²
- (4) 丸棒の場合の最小直径は10mm
- (5) 黄色、オレンジ色、赤色のいずれかに塗装されていること。
- (6) 車両全長より突出しないこと。

※レース終了後の公道走行チェック時にフロント側牽引用穴あきブラケットは取り外しておかなければならない。

④消火装置の装着を推奨する

装着する場合は、JAF国内競技車両規則第3編第5章第1条1. 3に従うこと。

⑤サーキットブレーカー／イグニッションスイッチ

サーキットブレーカーの装着は自由とする。

装着する場合は、JAF国内競技車両規則第3編第5章第1条1. 5に従うこと。イグニッションスイッチは、その位置が容易に確認できるように黄色で明示しなければならない。

⑥床

フロアカーペットは取り外しておくことを推奨する。

⑦オイルキャッチタンク

オイルキャッチタンクの装着を推奨する。

装着する場合は、JAF国内競技車両規則第1編第4章第19条に従うこと。但し、グローバイガス還元装置は当初の機能を有すること。(大気開放は許されない)

3) 改造規定

JAF国内競技車両規則第3編第1章の一般規定、第5章の安全規定及び一般改造規定に定められていない項目は全て当初のままで、変更、改造、装着は一切許されない。

国内で販売されていた同一車両型式車種用の純正部品を使用することは許される。

また同一型式車種にレス仕様がある場合、加工をしない方法で同一の仕様にする場合は許される。但し、ダイアグシステム(故障診断システム)において異常と診断される状態であってはならない。

道路運送車両法に基づいてハンドドライブ仕様に改造された部位(クラッチ、シフトレバー、アクセル、ブレーキペダル、ステアリング等)はJAF国内競技車両規則第4編アクセサリ等の自動車部品に従い、車両の性能向上が目的とされないことを条件に認められる。

①エンジン及び補機

(1) エンジン本体

エンジン本体は純正仕様のまま搭載されていなくてはならない。

純正仕様と異なる一切の加工・変更・改造は認めない。

補修を目的とした修正は許される。

当該自動車製造者が当該エンジンの補修用としている部品の使用は認められる。

(2) フライホイール

加工は認められるが、他のものに交換することは許されない。

- (3) ピストン
当該自動車製造者が当該エンジンの補修用として設定しているピストンの使用は認められるが、気筒容積別クラスを超えてはならない。
- (4) エンジンマウントおよびミッションマウント
エンジンマウントブッシュおよびミッションマウントブッシュは、ブラケットの形状、取り付け位置を変更しないことを条件に、変更、加工は許される。
但し、カーボン材の使用は禁止される。
- (5) ラジエター
ラジエターファン、リザーブタンクを含め、変更および取り外しは許されない。
ラジエターキャップ圧力の変更、ヒートインシュレターの取り外し、ホース類の変更、水温計測用温度センサー取り付けのための加工、ラジエターファンを強制的に駆動させるためのON・OFFスイッチの装着は許される。
冷却を目的とした、導風板、ダクトの変更や取り付けは認められるが、いかなる場合も車体から突出してはならない。
- (6) サーモスタット
変更および取り外しは自由。但し、取り付け部の加工は許されない。
- (7) オイルポンプ
変更および改造は許されない。
当初より装着されていない車両へのオイルクーラー装着は許されない。
- (8) オイルフィルター
変更は自由。但し、取り付け位置の著しい変更は許さない。
- (9) オイルパン
オイルの偏り防止を目的としたセパレーターの取り付け、油温計測用温度センサー取り付けのための追加は許される。
- (10) バッテリー
搭載位置の変更は認められない。容量、取り付けブラケットの変更のみ許される。なお、+端子は短絡を避けるため確実に絶縁処理を行い、取り付けはバッテリーを堅固に固定するものであること。
- (11) オルタネーター
一切の変更及び改造は許されない。
- (12) E. C. U
当該車両に販売当初より装着されているECUをのぞき、一切の変更及び改造は許されない。
- (13) 点火系統
ハイテンションコード及び点火プラグの変更に限り許される。
- (14) セルモーター
一切の変更及び改造は許されない。
- (15) 吸気・排気マニホールド
一切の変更及び改造は許されない。
- (16) エアクリナー
エレメントの交換、取り外しは許される。
エアクリナーケース、配管の変更及び改造は許されない。
- (17) マフラー及び排気管
マフラー及び排気管の変更は認められる。
但し、暖気運転後アイドリング状態においてCO：1% HC：300ppmを超えないこと。

②シャシー

- (1) クラッチ
作動方式、数量の変更が無ければ、クラッチカバー及びクラッチディスクの変更は認められる。但し、カーボン製の使用は認められない。
- (2) トランスミッション
変速比の変更はボルトオンを条件に認められる。
- (3) ディファレンシャル
ファイナルギヤの変更はボルトオンを条件に認められる。
LSDのボルトオンでの取り付けは認められる。
- (4) 制動装置
ブレーキパット、ブレーキシュー及びブレーキホースの変更は認められる。
それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは認められない。
操作性を向上させる目的で、操作装置（ペダル、レバー等）に必要最小限の曲げ加工を行うこと、また、ペダルパットの変更及び装着は認められる。
- (5) ブッシュ類
サスペンションブッシュ類は形状と取り付け位置の変更が無いことを条件に、硬度の変更は認められる。
- (6) サスペンションスプリング
取り付け位置、数、の変更をしない限り、スプリングシートも含めて交換は自由とする。
但し、ジャッキアップ状態でスプリングの上下方向に遊びがあってはならない。
- (7) ショックアブソーバー
取り付け位置、数、作動原理の変更が無ければ交換は自由。
遠隔操作による減衰力調整機能、別タンク式への変更は認められない。
- (8) フロントバンブラバー
自由とする。
- (9) スタビライザー
変更及び取り付け、取り外しは認められるが、取り付けはボルトオンによるものに限定される。
- (10) アーム（ロアアーム、テンションロッド）
交換、加工は認められない。
- (11) アッパータワーバー
フロントについてのみ、サスペンションストラットアッパーサポート取り付けナット使用して取り付けることを条件に認められる。
- (12) ローブレース
変更及び取り付けが認められる。リアに装置する場合は、左右のアクスルビーム取り付け部及びフロアサイドメンバーの既存の穴を使用して、ボルトオンで取り付けることを条件とする。
- (13) タイヤ及びホイール
 - a. 当該車両製造者発行による量産車カタログの同一車両形式に記載されているタイヤサイズを基準とし、幅を最大±10mm、ホイール径を最大±1インチまで変更することができる。
 - b. タイヤは一般市販タイヤとし、競技専用タイヤの使用は認めない。また、フロント及びリアは同サイズ、同銘柄のタイヤを使用すること。
 - c. ホイールのオフセットは自由。但し、タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触してはならない。
 - d. タイヤ・ホイールは車軸中心より前方30° 後方50° の範囲でフェンダーから突出しないこと。ホイールはスチール製、またはJWL/VIAマークのある軽合金製とする。

- e. ホイールナットは材質及び形状の変更は許される。但し、ホイールディスク面より突出しないこと。
- f. 常にタイヤのいかなる部分のスリップサインも出てはならない。また、タイヤ中心より両側50mmの範囲内は、常にタイヤの溝深さを1.6mm以上有していなければならない。
- g. タイヤの加工は許されない。
- h. タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤の塗布等は許されない。
- i. ホイールスペーサーの使用は認められない。

③車体

- (1) 全長及び全幅
変更は許されない。
- (2) 全高
いかなる場合も最低地上高9cm以上を確保していなければならない。
- (3) 自動車登録番号標
取り外し及び移設は許されない。
- (4) アクセサリー部品
JAF国内競技車両規則第4編スピード車両規定付則「アクセサリ等の自動車部品」に定められた部品で、当規則で許されている部品に限り装着及び変更が許される。但し、レースに不必要と判断され、容易に取り外しができるものはレース時には取り外さなければならない。
- (5) 空力装置（エアロパーツ）
純正オプション部品の取り付け取り外し、及び道路運送法車両法の保安基準に適合した部品の取り付けが許される。
- (6) バンパー
変更及び加工は許されない。
- (7) フロントグリル
純正部品及び純正オプション部品に限り使用が許される。
- (8) ボンネット及びトランク
変更及び加工は許されない。但し、ボンネットファスナー取り付けのための最小の加工は許される。
- (9) リヤゲートダンパー
レース時には取り外すか、オイル及びガスを抜くことにより作動しないようにしなければならない。
- (10) エンジンアンダーカバー
取り外しは許される
- (11) サイド及びリアガラス
塗装及び色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許さない。
- (12) ミラー
室内及び室外ミラーの変更は許さない
- (13) ヒーター・エアコン
取り外しは許されない。また正常に機能しなくてはならない。
- (14) ラジオ類
取り外しは許される。なお、レース時アンテナ類は取り外さなければならない。ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。
- (15) 補助メーター（計測器）
電気式メーターに限り追加装着することが許される。但し、標準装備されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。取り付けについては、乗員の保護を充分

に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。

(16) ステアリングホイール

交換する場合は、J A F 国内競技車両規則第3編第5章9. 4. 2) ステアリングホイールに従うこと。但し、当初よりエアバックが装着されている車両については、変更は認められず、レース時はエアバックコンピューターのコネクターを外し、作動をキャンセルさせること。(レース後は復元すること)

純正装置以外を使用した位置調整は許されない。

(17) フットレスト・ニーレスト

装着は許される。

(18) ペダルカバー及びヒールプレート

変更及び装着は許される。但し、確実に取り付けること。

(19) 座席

変更する場合は、J A F 国内競技車両規則第3編第5章第9条9. 4. 4) に従うこと。

(20) 防音材

室内及びエンジンルーム内の防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

(21) 内装

下記を除き取り外しは許さない。

a. フロアカーペット

b. ロールバー装着に伴う最小限の内装切除

(22) 変速レバー

ボルトオンで装着できるものに限り変更が許される。

(23) 車体補強

あて板など、材料を用いた補強は禁止される。

④最低重量

750Kg以上

スペアタイヤ等を利用した車両重量の調整は認められるが、確実な方法で固定されなければならない。

以上